

長野原町告示第 197 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本町の区域内の字の区域を、別紙変更調書のとおり変更する。

なお、変更の効力は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定による国土調査の成果が認証された日から生ずる。

平成 20 年 12 月 5 日

長野原町長

東山 欣也

変更調書

大字	字	地 番
古森	ハリヌキ沢	279の14 279の15
与喜屋	北沢	1319の2
	北沢榛ノ木沢	1357の17

上記区域（同区域に隣接する道路である町有地の全部を含む。）を大字与喜屋字所舟に変更する。

大字	字	地 番
与喜屋	上ノ平	955の2 955の3 956の2 956の3 957の3 957の4
		958の3 959の6から959の15まで 1466の3 959の19 959の20
		960の1から960の4まで
	北沢	1261の1から1261の6まで 1262の6 1263の6 1275の4 1276の2
		1277の2 1278の4 1279の8 1280の2 1281の2 1282の2
		1283の2から1283の4まで 1284の2 1285の2 1285の3
	外輪原	1578

上記区域（同区域に隣接する道路、水路である町有地の全部を含む。）を大字与喜屋字下田に変更する。

大字	字	地 番
与喜屋	所舟	1124の94

上記区域を大字与喜屋字北沢榛ノ木沢に変更する。

大字	字	地 番
与喜屋	外輪原新度	1617の3 1617の5 1617の6 1617の8 1617の10から1617の14まで
		乙1617の2 乙1617の5 1618の2

上記区域（同区域に隣接する道路である町有地の全部を含む。）を大字与喜屋字外輪原に変更する。

変更理由書

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査事業の実施に伴い、字界の特定が不明瞭になった部分を整理するため、字の区域を変更するものである。